会　議　録

会議体名		令和３年度第５回豊島区男女共同参画推進会議・女性活躍推進協議会
開催日時		令和４年１月25日（火）10時～11時30分
場　　所		オンライン会議
出席者	委員	治部れんげ、クリストッフェル　クランツ、有里真穂、ふまミチ、星京子、清水みちこ、ミラ　ゾンターク、北野新弓、矢口節子、本村久美子、原田諭紀子、本田茂樹、森雅信、水谷文
	事務局	総務部長・男女平等推進センター所長・係長・係員・株式会社創建
公開の可否	会議	公開
	会議録	公開
会議次第		議題 第５次としま男女共同参画推進プラン（案）のパブリックコメント実施結果について
会議資料		＜資料＞ 資料１　第５次としま男女共同参画推進プラン（案）のパブリックコメント実施結果 資料２　パブリックコメントに対する区の考え方 資料３　第５次としま男女共同参画推進プラン（案）
会長		本日は第５回の会議になる。新型コロナウイルス感染症により今回もオンラインという形になった。本日、傍聴希望の方はおられるか。
事務局		１名おられる。
会長		本日は、傍聴の可否について、委員の皆様方に諮りたい。傍聴については特に異議はないか。傍聴を許可するので、傍聴の方は議事を妨げないように、静かに傍聴するように。それでは、次第に沿って進めていく。本日の議題は一つである。パブリックコメントに対する区の考え方について、事務局より議題1の資料の説明をお願いしたい。
事務局		お手元に資料１、第５次としま男女共同参画推進プラン(案)のパブリックコメント実施結果をお取り出しいただきたい。１.実施期間は令和３年11月24日水曜日から12月15日水曜日。また、４.意見の募集結果についてだが、意見

	提出者数は18名、(２)提出意見数は67件であった。この中でも施策の方向３、多様性の尊重と安心して暮らせる環境の整備への25件が最も多く、次に施策の方向２、性と生に関する健康支援が16件と２番目に多い順番であった。修正の要望としては、67件のうち42件あった。そのうち修正に対応した件数は27件となっている。この裏面をお開きいただきたい。４.寄せられた意見等に対する区の考え方については、資料２でご説明する。５.結果の公表の予定だが、区のホームページへの掲載と広報としまへの掲載は３月１日を予定している。以上が資料１の説明になる。 続いて、資料２。パブリックコメントに対する区の考え方である。こちらの表の見方としては、目標と施策の方向をごとにまとめている。表の一番左から通し番号、資料３のプラン案のページと受託事業、そしてご意見等の概要、それに対する区の考え方、それに対する修正の有無、そして回答課の記載がある。67件あり、原文が掲載されている部分があるが、公表段階では概要のみを掲載する予定である。 それでは、修正部分についてご説明する。通し番号３番、プラン案での26ページ、施策①区民及び職場関係者に対する啓発の促進、事業番号１、DV・ストーカー行為等暴力の予防と根絶に向けての普及・啓発の推進のご意見である。『被害者だけでなく加害者への支援（加害を繰り返させないプログラム、また治療できるよう医療機関につなぐなど）についても対策と記載を要望する』ということであった。これについては、現実的な対応を即実施するということは難しいのだが、DV加害者の再犯防止が検討課題であることは認識していることから、事業名や内容は修正しないが、以下のとおり「現状と課題」を修正する。この現状と課題については、プラン案の20ページになる。修正前は「家庭内で起きることから潜在化しやすく、しかも、加害者に罪の意識が薄い傾向があることから、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化・長期化しやすいという特性があります」ということだったが、後半部分を「被害が深刻化・長期化しやすいという特性があり、被害者だけでなく、加害者への対応も課題となっています」に修正する。 続いて、２ページ、通し番号12、13、14番。プラン案の33ページ、施策⑥リ

	プロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発と支援、事業番号18、性に関する正しい知識の取得とリプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発の部分。ご意見としては３件あり、『リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発は男女平等推進センターも実施しているため、所管課に男女平等推進センターも追加するべきと考える』というもの。これについてはご意見を踏まえて、事業番号18の所管課に男女平等推進センターを記載する。 続いて、通し番号16番、同じくリプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発と支援ということで、事業番号19、学校における性教育の充実の部分のご意見。『学校においては、試験的に2021年度からスタートした「生命の安全教育」は、学習指導要領に体系的に整えられていず、「包括的性教育」とは言えず、学校における性教育は不十分であると考える』、『「学校における」という文言の変更と、所管課に男女平等推進センターを追加することを要望する』ということで、ご要望は二つあった。学校では、指導要領に沿った性教育を実施しているということで、『学校における性教育を充実していくとともに』とし、事業番号18には男女平等推進センターを記載する。 続いて、４ページ。通し番号23番から28番、施策の方向（３）多様性の尊重と安心して暮らせる環境の整備の37ページ。こちらのご意見は６件あり、『「女性の人権を侵害する性表現の氾濫の防止に向けて」という記載があるが、「女性の人権を侵害する性表現」とはどのような内容を指すのかが分かりづらいと感じる』等のご意見だった。修正前の文章は、『子どもを含め、情報を読み解く能力及び適切に発信する能力の向上を図るとともに、女性の人権を侵害する性表現の氾濫の防止に向けて、メディア・リテラシーの向上を図ります』ということだった。これに対してのご意見を含む考え方については、『「女性の人権を侵害する性表現」は、性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報を想定しているが、あいまいな文言であるため、削除する。また、「人権尊重のためのメディア・リテラシー」については、ジェンダー平等の視点が重要であるため、以下のとおり修正する』。 修正後の文章は、『ジェンダー平等の視点を踏まえ、子どもも含め、インターネット、SNSをはじめとする様々なメディアからの情報を読み解く能力及び

	適切に発信する能力の向上を図ります』というもの。 続いて、通し番号29番から33番についてご説明する。こちらの修正前の文章は、『性犯罪や「性の商品化」のないまちを目指した整備とともに、安心安全に係る的確な情報発信を図ることで区民の理解の増進につなげます』ということだった。ご意見としては、『「性の商品化」のないまち』という文言が、合法的な性風俗まで否定するという印象を与えると感じる、また、表現規制にならないように要望するというようなご意見があった。ここで、「性の商品化」の定義だが、初めに10ページをお開きいただいて、用語説明についての区の考え方についてご説明する。こちらの修正前の用語説明では、「性の商品化」という考え方は『主に女性の性をその人格から切り離し、「物・商品」として扱うこと。売買春からポルノ、セックスアピールを利用した広告など広い意味で用いる。男性が性的魅力のみで女性の価値を評価したり、女性を男性の従属物としてみなす意識がつくられがちで、女性への暴力を生み出す土壌となっている』ということだったが、根幹部分の「性の商品化」がもたらす影響の記載については、用語の内容や意味範囲を超えると判断したため、削除した。用語の説明としては、『セックスアピールを利用した広告など広い意味で用いる』という部分までは一般的な概念だと認識している。 それでは、４ページに戻っていただいて、問題になっている部分は、施策の方向の考え方というところ。この施策の方向の考え方という部分の記載においては、あくまで区の施策においてということが前提にあるため、「性の商品化」という言葉に係る意味では、違法であることが明白な売買春や人身取引であるため、誤解のないように『売買春・人身取引といった「性の商品化」のないまち』という文言に修正した。 続いて、５ページ通し番号34番。「性の商品化」という概念を廃止すべきというご意見。『そもそもなぜ「自身の体を誇る」という事が「性の商品化」ひいては「他人への人権侵害」に繋がるのか不明である』というご意見があった。「性の商品化」という言葉が出てくる意味においては、３点ある。１点目は、今、申し上げた用語解説。２点目も施策の方向の考え方における「性の商品化」という文言があった。そして、３点目が施策⑨。区の考え方の欄の一番

	下のほうに記載がある。３点目の施策⑨性の商品化・売買春のないまちづくりの推進についてだが、これも区の施策については、「性の商品化」が含む概念、セックスアピールを利用した広告等、幅広い意味における内容までは含まないことから、具体的に限定した表現である、施策⑨売買春・人身取引のないまちづくりの推進に修正した。 続いて、その下の通し番号35番。『「女性の人権を侵害する性表現の氾濫の防止」や「『性の商品化』のないまちを目指した整備」については、性表現が何をもって女性の人権を侵害するのか、「性の商品化」とは、についてなんら具体的な説明や根拠が指示されていない』、『「女性の人権を侵害する性表現の氾濫の防止」、「性の商品化」の文言削除、事業番号26については性被害の実情に見合った施策に改めることを要望する』というご意見。これへのご意見は３点あったが、１点目が、「女性の人権を侵害する性表現の氾濫の防止」を削除、２点目も「性の商品化」の文言削除については、先ほどご説明した。 ３点目の事業番号26番については、性被害の実情に見合った施策に改めてほしいというご意見だった。事業名は売買春のない安全安心なまちづくりの推進である。この部分の区の考え方については、資料２の７ページの44番と45番の項目をご覧いただきたい。こちらの区の考え方の記載部分、『地区計画とは、地区の課題や特徴をふまえ、住民と区市町村が連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置付けて「まちづくり」を進めていく手法である。性風俗特殊営業の抑制については住民からの意見・要望を受け、また地域の特性をふまえ、一部の地域において風俗営業等の用途および屋外広告物の表示・掲出を禁止しております』。そのため、地区計画の活用に係る記載は削除しないが、例えば、池袋駅の大通りに面している所や住居地域に隣接している商業地域の一部など、地域が限定しているため、「一部地域の」という文言を追加している。 また、地域ぐるみの運動についても、その目的を記載し、より分かりやすい表現に修正した。ということで、修正前は、『性風俗営業の抑制などを盛り込んだ「地区計画」の活用や地域ぐるみの運動等を通じた意識啓発を行い、安全・安心なまちづくりを進めます』ということだったが、修正後は、『一部地

	域における性風俗営業の抑制などを盛り込んだ「地区計画」の活用や、売買春の抑制に向けた地域ぐるみの環境浄化パトロール等の運動を通じた意識啓発を行い、安全・安心なまちづくりを進めます』とした。 また５ページに戻る。こちらの最後の事業番号26番については、私が今、申し上げたとおりの説明になる。 続いて、６ページ通し番号37番、プラン案は38ページで、施策⑧メディア・リテラシーの向上、25番、人権尊重のためにメディア・リテラシーの概念の普及と育成。こちらのご意見は、『「メディア上での性暴力等の有害情報」という記載があるが、何をもって有害情報に当たるかが不明である』ということだった。これは、『「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」における有害情報を想定しているため、同法律に従って以下のとおり修正』することにした。修正前は、『メディア上の性暴力等の有害情報』であったが、修正後は、『メディア上の性暴力等の青少年有害情報』にしている。また、通し番号38番、『行政が一方的に「有害情報」と決めることがないよう求める』というご意見だが、文言の修正については、今、私が申し上げたとおりである。『なお、同法律では施策の推進について「民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重する」こととしている。そのため、自治体が「青少年有害情報」について個別にその該当性を判断することはありません』という文言を記す。 続いて、７ページ。通し番号44番と45番については、先ほどご説明したとおりである。ご意見としては、『性風俗特殊営業の抑制ではなく、違法な営業、もしくは侵害行為に当たるケースがあった場合に限り、対処するべきではないかと考える』というようなご意見だった。 最後のページ、プランの積極的な推進、通し番号62番。こちらのご意見は、施策24番、エポック10機能の充実の中の69番の事業、運営委員会との協働の推進である。『豊島区男女平等推進センター（エポック10）の認知度が低い実態がP59のグラフからも分かるが、解決策について言及している項目がない。そこで、事業番号69「運営委員会との協働の推進」の事業の内容に「エポッ

	ク10の周知・事業の充実を図る」という記載を追記することを要望する。エポック10の周知は住民の重点課題であり、エポック10の周知は運営委員会の任務と考えている』というご意見だった。こちらもエポック10の周知は運営委員会の任務と考えているため、下記のとおり修正した。修正前は、『男女平等推進センターの運営に』という文言であったが、修正後は、『男女平等推進センターの運営及び周知に』ということで、周知を追加している。 最後に、用語解説の部分。通し番号63番から67番。こちらは先ほど申し上げたとおり、「性の商品化」という用語解説についてのご意見であった。『「男性が性的魅力のみで女性の価値を評価したり、女性を男性の従属物としてみなす意識がつくられがちで、女性への暴力を生み出す土壌となっている」という記載があるが、そこまで言い切れるのか疑問である』等の５件のご意見だった。これについての区の考え方については、先ほど申し上げたとおりである。以上が資料２のご説明となる。また、資料３の第５次としま男女共同参画推進プラン(案)は、赤字で区の考え方を修正した部分を反映しているが、以上で説明を終了する。
会長	かなりいろいろな踏み込んだ意見が寄せられていたと思う。それでは、委員の皆さまがたにご意見を伺っていきたい。特に修正部分に関してのご意見、ご質問等を、あと30分くらいかけて議論していきたい。修正部分等に関してのご意見、ご質問がある方はおられるか。私のほうで全員が見えるか。Zoomの挙手の機能は皆さまご存じか。そうしたら、Zoomの下の部分のボタンの中にニコちゃんマークがあるので、そこのリアクションという所をクリックしていただくと、手を挙げるというボタンがある。ご発言されたい方はこの手を挙げるというボタンを押していただくと、恐らく皆さんにも意思表示が見えると思うが、いかが。
委員	番号37番、38番のメディア上での性暴力等の有害情報というところであるが、こちらは青少年有害情報に修正されている。青少年有害情報というのは、青少年が有害なのか何なのかというのがあるので、青少年に対する有害情報というような文言を入れたほうが良いのではないか。これは日本語の表現ではないかと思うが、そう感じた。いかがか。

事務局	はい。先ほど説明の中で申し上げたとおり、こちらの文言に係る基としている法律の中で青少年有害情報という文言を使っているため、それをそのまま記載しているという状況である。もし一般的に分かりにくいということであれば、青少年に対してという表現に変えることは可能だが、考え方としては法律から持ってきた文言であるとご理解いただければと思う。
会長	条例の名前はそのとおりにしても、確かに何が目的語になるかということは、はっきり分かったほうが良いのではないかという感じはした。
委員	私はこれが届いたときに読んだのだが、一番聞きたかったのは、この「性の商品化」の辺りから、たくさん修正を求める意見が来ている。毎回、パブリックコメントのときにはこれだけ意見が上がってきているものなのか、今年初めてなのか。毎回、改訂のときにこれだけ上がってくるのか。
事務局	前回は、このようなご意見はなかった。今回、たくさん頂戴したところだが、この部分に関しては、他の自治体のパブリックコメントの実施に際しても、同様のご意見が出ていることを伺っている。
委員	それでは他の地域でも、今回に限ってこれだけたくさん上がってきているということか。
事務局	はい。他の自治体で同様の男女共同参画に関わるプランのパブリックコメントで、同様のご意見が多数寄せられていると聞いている。
委員	何らかの団体が圧力をかけている可能性はないか。
事務局	団体ということではないが、Twitter上でそうした意見が飛び交っているということは聞いている。
会長	この件は私から少し補足をさせていただこうと思う。委員がおっしゃるとおり、毎回、この分野についてこれだけ質問が寄せられるのかというと、そうではない。実は、同じ時期に東京都の男女平等の計画というものも策定していて、私も審議会委員として入っている。私は、豊島区は今回が初めてだが、東京都は前回、５年前に関わっていて、そのときには、この分野についてそこまでたくさん意見があったという記憶はない。今、事務局からあったように、この時期に意見が寄せられているという実態がある。そこに関して言うと、昨日くらいに東京都の最終答申も出ていると思うし、中間まとめ等、そ

	こに伴うパブリックコメントも全て公開されている情報なので申し上げると、東京都では、都が表現規制をするかのように受け止める文言が中間まとめに入っていたということがあった。表現の自由というのは、憲法21条で決められている基本的人権のかなりベーシックなところで、行政がこれに関与するということは非常に慎重というか、基本的にしてはいけないというのが法律の解釈上はある。 それで、特にこのメディアと女性に対する暴力と表現というところで言うと、昨今、ソーシャルメディアが発達したことによって、少し議論が混乱しているところがある。というのは、恐らく豊島区で書いているのは、いわゆるオンラインハラスメントである。SNS上で実際に存在する人に対して個人情報を不当に書いてしまうような行為である。これがオンラインハラスメントと呼ばれるものであるが、例えば、このようなものを防止しようと思って文章を作った場合でも、メディアを通じた女性に対する加害のような表現になると、それが実際の人に対して害をもたらすことであるということがきちんと分かるように記述をしないと、架空の小説やアニメなどの表現を規制するかのように受け止められてしまう。そうすると、実在する人に対する害がどの程度あるのかというのは、エビデンスがはっきりしないので、このような、いわゆる表現の自由を重んじるとする人たちから、結構な反発が来るという構造がある。その意味でも、豊島区の計画を実害に対することがクリアになるようなデータが赤字を入れたというのが補足の説明になる。私からは以上である。他に、ここの関連でも外でもいいので、ご質問、ご意見のある方がおられましたらお願いできるか。
委員	今回の修正のところだが、今のご説明で、実害に対する補足という修正の意図がよく分かった。
会長	他に委員の方でご意見もしくはご質問等がある方はおられるか。
委員	10ページの通し番号62番、プランの積極的な推進だが、エポック10の認知度が低い実態で、知らしめるための運営委員の任務という言い方が、私にとってはそうなのかと思ってしまうのだが、これはどこかに書いてあるものなのかどうかをお伺いしたいと思う。

会長	62番のプランの積極的な推進であるが、こちらは事務局から、今の委員のご質問に対してのご回答をお願いする。
事務局	要綱等で周知というところまで明記されているわけではない。しかしながら、実際の運営委員の活動等を踏まえて周知も活動内容に含まれると理解して、このような記載に変更させていただいた。
委員	含まれるという言い方でよろしいか。それだけが非常に重くなってくるような気がして、少し気になった。
事務局	運営委員の事務の範囲に含まれると理解している。
委員	はい。
会長	他の委員の方々でコメント、質問等がある方はおられるか。私の感想だが、性教育に関する話があったと思う。通し番号で言うと、2ページの11番や12、13、14番の辺り。今、私は大学2年生にジェンダーの話を教えているが、今の20歳くらいの人たちはまだ生理を男女別で教わっていた世代なので、男子で真面目に考えている人でも、あまり知る機会がなかった、高校や大学になってからいろいろ知ったので、やはりきちんと教えてほしかったということは、若い人たちの声からもある。学校教育は、性教育や包括的性教育はどうしても政治的な理由もあり、なかなか入れておらず、生命の安全という言い方になっているが、豊島区はこの分野でも取り組みがかなり進んでいるので、ぜひ頑張っていただきたいと思うし、きちんと伝えること、情報提供をして意思決定ができるようにするのが良いのだというモデルの町になってほしいと、個人的にお伝えしている。 他の方たちはいかがか。何かご自身の活動に関連するような分野でここは言っておきたいということがあるか。生理用品の配布、生理の貧困関連などはかなり豊島区が先行して進んで国がその後を付いてきたという分野ではないかと思うがいかがか。
委員	今、おっしゃっていただいた生理の貧困の部分。34ページのコラムの部分の話でもよろしいか。少しここをお伺いしたのだが、今、生理の貧困という言葉は、海外では貧困が人権を損ねるということで、尊厳や公平という言葉を使っているかと思う。国の資料や東京都の資料を見ても、まだ貧困という言

	葉を使われていると思うが、今後、どうなっていくのかということである。それからコラムの説明のところでも、やはり貧困や衛生上の問題だけではなく、心身の健康や人間の尊厳が大事だと思うので、そのような部分も少し入れてはどうかと思うのだが、いかがか。
会長	これは大事なところ。事務局の方からプランの本文34ページのコラムについて、もし補足説明があればお願いしたい。
事務局	コラムの部分で生理の貧困の捉え方ということで説明書きを入れさせていただいているが、今の委員のご意見だと、もう少しこれをふくらませるというか、そうしたほうが適当ではないかという理解でよろしいか。
委員	貧困という言葉がどうなのかということである。実際、いろいろな資料で『貧困』となっているが、今、尊厳や公平という言葉が使われているところもあるので、今回は貧困のほうが分かりやすいとは思うが、考え方としてどうなのかというのをお聞きしたかった。
事務局	承知した。もう少し調べさせていただいて、そのように尊厳の表現にも使われているということを追記する等、その辺りを検討させていただければと思う。
会長	ご指摘のとおり、途上国の場合は絶対的貧困の問題だが、日本の場合は相対的貧困となり、だいぶ定義が違ってくることもあるかと思う。
委員	今、ご意見があった部分だが、確かに貧困だけではなく、人権等のもっと広い意味で考えるべきというのはおっしゃるとおりだと私も感じる。一般的に、生理の貧困という言葉のほうが広く使われている印象を個人的には持っている。内閣府の男女共同参画でも、生理の貧困という言葉そのものを使っている。もう一つ、貧困はSDGsでも一丁目一番地で捉えられている言葉でもあるので、今、発行する媒体としては、この生理の貧困でも私は十分ではないかという気がしている。最終的に先進的な取り組みをしている豊島区ということで、もう少し先の今度の改訂等で全体を見直す中で、少しレベルが上と言っては言い過ぎかと思うが、広い概念で表現する可能性もあるのではないかという意見である。
会長	ご指摘のとおり、確かに内閣府の資料でも生理の貧困という言葉が使われて

	いる。私もこの関連の審議会に委員として出ているが、完全にこれは豊島区を後追いしている形なので、委員のおっしゃるとおり、豊島区が概念を変えるとか訴え方を変えていくと、国は付いて来るという形かと思う。何か事務局からこの件について補足説明等はあるか。
事務局	豊島区の動きもあるので、文言の追加等については、少しお時間をいただいて検討させていただければと思う。
会長	他にご質問、コメント等はあるか。いかがか。
委員	「性の商品化」という言葉をなくさなかったことは大きいと思う。それは本当に良かったと思うが、お伺いしたいのは、最終的には何回、プランの中で「性の商品化」という概念が残っていて、何回消されたのかは分かるか。分かれば教えていただきたいと思う。用語説明もあるが、文章の中で修正後に残った箇所は恐らく１カ所だと思うが、それ以外のところにも、「性の商品化」という言葉は使われているのか。
事務局	最終的には、用語解説を除くと、37ページの施策の方向の考え方に１カ所出てくるのみとなる。
委員	１カ所だけか。それでも用語説明があるので良いことだと思う。
会長	それでは、続いて次の委員どうぞ。
委員	７ページの１番目の42番。これは日本の法律等を知らないことからの漠然とした質問だが、この１点というのは、「性の商品化」等を斡旋するトラックの規制を要望するという意見である。この答えとしては、できないと書いてあるが、本当にできないものかという質問である。
事務局	はい。大音量だったとしても、移動することに対しては規制が厳しいということがある。都の規則によっても、音量の規制はあるが、移動しているものについては対象外となっていると記憶している。
会長	この辺りはきっと委員としては、住民からの要望であれば、何かできる方法を行政として考えてはどうかという感じか。
委員	はい。意見としては１個しかなかったが、これを非常に迷惑だと思っている人は多いのではないかという印象である。何かできないかと思った。
会長	これに絡んで補足すると、先ほどいわゆる性表現に対して表現規制をするの

	は憲法の絡みで基本的にしないとはいえ、豊島区の場合は基礎自治体である。実際にそこに住んでいる方がいて、その人たちの尊厳や利益を守るというのは基礎自治体の仕事であるので、私は個人的には、国や都道府県に適用されるものと基礎自治体では違うのではないかという感じはしている。もちろん法律上、認められている事業に対して、自治体として何ができるかということはあるが、単純に表現の自由という一言でいろいろなことが通るというのは、基礎自治体としては違うという感覚も個人的には持っている。
委員	些末なところだが、プラン案の33ページの事業番号19番の表現。『発達段階に応じた性に関する正しい知識やエイズ等をはじめとする性感染症の問題について理解させると同時に』と表記されているが、このさせるというのが私は気になり、やはり子どもは年齢が低いとはいえ、一人の人格を持った人間であるので、このような上から目線ではなく、子どもの人格を尊重するような表記にしてはどうかと思う。例えば、あまり変わらないかもしれないが、理解を促す、あるいはもっと何か良い言い方があったら、ぜひ委員の皆さまにもお知恵を借りられたらと思う。恐らく学校現場では常にこのような表現が使われているのだろうと思う。だからといって、このプランでそのような表記にしなくても良いのではないかと思っている。いかがか。
会長	事務局の方、いかがか。
事務局	この件については、文言の修正をさせていただければと思う。
会長	他の委員の方でご意見はあるか。
委員	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発と支援のところは、イメージだけではなく、より具体的にしてはいかがか。例えば私は自分が活動している中で、性交渉は嫌と言ったけれども、嫌、嫌と言い続けても、女性の側がもう言っても無駄だと思って諦めて受け入れると、男性の側は、なんだ、じらしていたのだということがあり、この意識の違いの大きな隔たりがより不幸を生んでいる。この辺りの溝を埋めていく、何らかの啓発や教育も若いときから必要ではないかと思うので、その意識のずれと言うのか。その辺りも盛り込んで、啓発と支援をしていければ良いと思う。文言をコラムでもどこでも構わないので、入れていただけたら良いと思った。

会長	今のご意見に対して、事務局で何かご回答はあるか。
事務局	現時点でパブリックコメントとして公表した後なので、なかなか難しいと考えている。実際に啓発事業をする際には、そのような視点を踏まえて進めていきたいと思っている。
会長	他に委員の皆さまからご意見等はあるか。
委員	この紅茶の話が今回載っているが、日本は海外から比べると性教育は遅れている部分だと思う。これを豊島区ではもう少し先進的にしていこう。海外の例に沿って、もっと積極的にしようとすることはできるか。
事務局	はい。昨年も男女平等推進センターで性教育について講座を開催させていたところである。今後も、どのような資料を使うかは別にして、積極的に啓発活動は進めていきたいと考えている。
委員	もっと積極的に区が動けるような形で要望していくことはできるか。
事務局	男女平等推進センターは区と捉えているので、男女平等推進センターや保健所等と連携しながら、その件は進めていきたいと考えている。
委員	教育委員会が主管で回答が難しいと思うが、学校の中で何か一歩踏み出せるような形ができるかどうかというところを知りたい。
事務局	施策で申し上げると、19番の「学校における性教育の充実」という部分になるかと思う。教育委員会とも連携しながらにはなるが、教育委員会は教育委員会としての考え方があるので、教育委員会で補えない部分をくみ取って実施していくという形になると思う。
会長	他にご意見、ご質問ある方はおられるか。 そうしたら、これでプランに関する議論を締めたい。それでは、次の議題のその他だが、まず今後の進め方について確認したいと思う。
事務局	本日いただいたご意見については、パブリックコメントの区の考え方に反映できることは反映し、令和４年第１回定例会の総務委員会にてパブリックコメント実施状況として報告する。その後、プランを冊子として印刷し、概要版も作成する予定。
会長	それでは、最後に事務局から事務連絡があればお願いする。
事務局	次回、第６回の推進会議は３月29日火曜日10時から６階多目的ホールで行

会長	う。次回は、プランの区長への答申ということになる。なお、本日の会議録は出来次第、送付させていただくので、内容の確認をお願いする。 なければ、本日の議題は全て終了した。以上をもって、令和３年度第５回豊島区男女共同参画推進会議及び女性活躍推進協議会を閉会する。